

執筆者：

[E-mail](#)  [湯川 雄介](#)

[E-mail](#)  [鈴木 健文](#)

[E-mail](#)  [中島 朋子](#)

※ 本ニューズレターは、2023年4月27日現在の情報に基づいています。

2023年4月1日に、商標法が施行されました。商標法の施行に関連して、商標規則(商業省(「MOC」)2023年3月31日付告示(MOC Notification No.17/2023))や、各省庁等から、商標の出願に関する複数のアナウンスメント等が発出されておりますので、その主要なものについて概要をお伝えします。

1. 商標規則

商標規則は、104条からなる商標法の下位規範であり、商標出願や審査等に関するより詳細な規則が定められています。

2. Intellectual Property Agency (「IPA」)の設置に係る商業省告示(MOC Notification No.1/2023、「商業省告示 No.1/2023」)

商業省告示 No.1/2023により、中央委員会(Central Committee)が、法律に基づき IPA¹を設置する旨が通知されました。同告示には IPA の構成員の詳細が示されています。

3. その他各省庁等からのアナウンスメント等

各省庁等からのアナウンスメント等では、商標登録の出願、出願の方法、費用等が定められており、概要、以下が示されています。

① 2020年10月1日以降、商業省 Order No. 60/2020 に基づき行われた商標のオンライン出願(先行出願)について²

- ✓ 先行出願を行った者は、2023年5月31日までに、オンラインシステム(WIPO file)を通じて、所定の手数料の支払及び代理人選任届(TM-2)の提出を行う必要があるとされています。

② 第2弾³の商標登録の出願について

- ✓ 2023年4月3日から、第2弾の商標登録の出願が開始されるものとされました。第2弾の出願は、本人又は代理人により可能とされており、出願の方法としては、ネピドー及びヤンゴンの知財局における(物理訪問による)出願、又は知

¹ IPA は中央委員会が設置する、政策の策定等を行う機関とされます(商標法 6 条、8 条)。これに対して、知財局(Intellectual Property Department)は商業省内の機関であり、商標登録等を担当します。IPA は知財局に職務を割り当てる権能を有します(商標法 9 条(d))。

² 詳細は、[弊事務所ニューズレター「ミャンマー：商標登録に関するアクションプラン」\(2021年4月1日号\)](#)もご参照ください。

³ 2020年10月1日の知財局のソフトオープンから第2弾の商標登録の出願開始までの期間が第1弾の期間に該当します。

財局によって指定されたオンラインでの出願が可能とされています。

- ✓ 第 2 弾の商標登録の出願を行う場合、商標出願申請書(TM-1)及び代理人選任届(代理人による出願の場合、TM-2)への必要事項の記載等が必要とされています。

③ 代理人について

- ✓ 代理人は、ミャンマーに居住する 18 歳以上の者であり、国民登録証を所持し、省が指定する資格を満たす必要があるとされています。
- ✓ 出願人の永居住地又は事業に関する主たる住所がミャンマー国内に所在していない場合(つまり外国法人等の場合)であって、代理人を選任して出願を行う場合は、代理人選任届に出願人の永居住地又は事業に関する主たる住所が所在する国の公証人による公証認証を受けた上で、提出する必要があるとされています。

④ 手数料について

主な手数料として、商標登録の出願が 1 区分につき 150,000 ミャンマーチャット(約 9,600 円)、商標の登録が 150,000 ミャンマーチャット(約 9,600 円)などと定められています。

⑤ ①及び②の出願の対象とならない商標登録の出願について

①及び②の出願の対象とならない商標登録の出願は、知財局のグランドオープン日である 2023 年 4 月 26 日から申請が可能となるものとされました。なお、4 月 25 日付で知財局から、4 月 26 日より、商標法及び商標規則に基づき、商標登録の出願を正式に受け付ける旨のアナウンスが発出されています。

これら商標に関する諸アナウンス等の運用は開始されたばかりで、今後も、商業省、IPA 又は知財局によりアナウンス等が出され、随時運用の修正等がなされていく可能性がありますので、これらの動向についても留意が必要です。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 